

第4章 計画の推進体制・役割

1 計画の推進体制・役割

(1) 計画の推進体制

- 医療費の適正化を進めるためには、県民一人ひとりの、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解の醸成、実践はもとより、県、市町村、保険者等、医療機関、関係団体等の関係者が自らの役割を十分認識し、相互に連携・協力していく必要があります。
- 本計画の推進に当たり、学識経験者や医療関係者等からなる神奈川県医療費検討委員会において、医療費の現状把握、本計画の評価・見直し等に関する協議・検討を行うとともに、県が保険者等や医療関係者等の意見や協力を踏まえた取組ができるよう、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(以下、「全社法」という。)」の改正(令和5年5月)により必置化された保険者協議会を活用する等、関係者それぞれが主体的に各施策に取り組む中で、新たな課題や好事例の収集に努めながら計画の推進を図ります。

(2) 関係機関及び団体等の役割

ア 県

- 県は、本計画の目標・施策・医療費適正化に関するデータ分析について、ホームページ等を活用しながら積極的に情報発信し、県民をはじめ関係機関等への本計画の周知に努めます。
- 計画の着実な実施に当たっては、県が保険者や医療関係者等と協力しながら効果的なPDCA管理を実施する等中心的な役割を果たしていくことが重要です。そこで、県は、計画のPDCA管理を適切に実施するため、保険者等の医療費適正化の取組状況の把握や医療費の要因分析も含めたデータ分析を行う等、保険者等が主体的に医療費適正化に取り組めるよう支援していきます。
- 県は、神奈川県保険者協議会等を通じて、保険者や医療関係者等と共同で保健事業の実施状況、医療サービスの提供の状況等について把握・検討し、必要に応じて関係機関へ協力を求めていきます。
- また、市町村における人員不足、経費不足等の恒常的な課題を解決するため、特定健康診査・特定保健指導をはじめとする未病改善の行動変容に繋げるためのICT技術活用の推進、EBPMの実現に資するデータ分析の推進をしていきます。

イ 県民

- 医療費の適正化には、県民自らの加齢に伴って生じる心身の変化等を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、軽度な身体の不調を自ら手

当するため、OTC医薬品¹⁶の適切な使用等、症状や状況に応じた適切な行動をとることが重要です。

- そのため、マイナポータルでの特定健康診査情報等の閲覧等により、自らの健康情報の把握に努め、保険者等の支援も受けながら、積極的に健康づくりの取組を行うことが期待されています。また、医療機関等の機能に応じた医療を適切に受けるよう努めることも期待されています。

ウ 国

- 医療費適正化の取組に当たっては、医療保険と介護保険の制度全般を所管する国がその役割と責任を果たすことが前提であり、国は、都道府県及び保険者等による医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施されるよう必要な支援を行うとともに、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進を図る施策を推進していく必要があります。

エ 市町村

- 市町村は、住民に直接保健サービスを提供し、地域団体等と連携して住民の健康づくりを推進する役割を担っています。同時に、保険者としての機能を踏まえ、本計画の推進に努めます。また、地域包括支援センターの機能充実を図る等、医療と介護の連携を推進しながら本計画の推進に努めます。

オ 保険者等

- 加入者の資格管理や保険料の徴収等、医療保険を運営する主体としての役割に加え、特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画等に基づく保健事業等を通じた加入者の健康の保持の推進や、医療の効率的な提供の推進に向けた取組を推進します。
- また、神奈川県保険者協議会において、県や医療関係者等と共同で、保健事業の実施状況、医療サービスの提供の状況等について把握し、医療費適正化に関する目標達成に向けて必要な取組を検討するとともに、必要に応じて、本計画の作成等を行う際に保険者の立場から意見を出すことが期待されます。（関連項目：ク 神奈川県保険者協議会）

カ 医療機関・医療関係者

- 神奈川県医師会、神奈川県歯科医師会、神奈川県薬剤師会、神奈川県病院協会、神奈川県看護協会、神奈川県栄養士会等の関連団体（県内各地域の団体を含む）は、その専門性を活かして県や市町村、保険者等と連携し、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上や生活習慣病等の重症化予防等

¹⁶ OTC医薬品：OTCはOver The Counterの略称。医師の処方箋がなくても薬局等で購入できる医薬品のこと。

の県民の健康の保持の推進及び後発医薬品の使用促進や医薬品の適正使用の推進等の医療の効率的な提供の推進に努めます。

- 医療の担い手等による医療の効率的な提供に向けた取組が進めやすくなるよう、保険者協議会への医療関係者の参画を促進することが重要です。なお、本県では、医療関係者の参画が進んでいます。

キ 神奈川県医療費検討委員会

- 学識経験者や医療関係者等からなる本会議において、医療費の現状把握、本計画の評価・見直し等医療費の伸びの適正化に関する協議・検討を行います。

ク 神奈川県保険者協議会

- 令和5年5月の全社法改正により、県、保険者等、医療関係者その他関係者による医療費適正化のPDC Aサイクルを強化するため、保険者協議会の必置化や本計画の実績の評価に関する調査及び分析に関する業務を行うとともに、本計画の実績評価に関して意見をすることとされ、本計画への関わりが強化されました。
- そのため、県、保険者等、医療関係者その他関係者が共同で保健事業の実施状況、医療サービスの提供の状況等について把握・検討するとともに、本計画への意見の提出や必要な助言、協力を行います。
- また、健康の保持の推進に関する目標及び医療の効率的な提供の推進に関する目標の達成に向けて、地域の実情について把握、検討等を行うために、保険者協議会へ医療の担い手等の関係者の参画を促進していきます。

ケ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会

- 全社法により、医療費適正化に資する診療報酬請求情報等の分析等が目的、業務等に明記されたことを踏まえ、計画の評価等において、評価に係る県民のライフステージ間の繋がりが分かるような分析結果を目指し県と連携を図ることが期待されます。